

令和4年度 酒田市結婚新生活支援事業費補助金に関するQ&A

No.	質問	回答
◆婚姻について		
1	酒田市外で婚姻届を提出し、受理されている場合は、交付の対象となりますか。	対象になります。
2	再婚の場合も補助の対象になりますか。	再婚の場合も補助対象になります。ただし、夫婦の一方または双方が過去にこの補助を受けたことがある場合（他の自治体での補助を含む）は補助対象外となります。
3	これから婚姻届の提出や引越し等を予定している場合は、事前に申請できますか。	事前に申請はできません。実際に引越しや婚姻がなされ、対象費用の支払いを終えて必要書類がすべてそろった時点で申請ができます。
4	婚姻日における年齢はどのように数えますか。	年齢は、民法（明治29年法律第89号）第143条及び年齢計算に関する法律（明治35年法律第50号）第2項の規定に基づき計算します。誕生日の前日に年齢が加算されるので留意してください。
◆所得について		
5	所得とは、何を指しますか。所得証明書のどの部分を見ればよいですか。	夫婦の地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額を合算した額になります。 <ul style="list-style-type: none"> ・給与所得者の場合：1年間の給与等の収入金額－給与所得控除額 ・自営業者の場合：1年間の売上金額－必要経費 所得証明書の様式は自治体により若干異なりますが、酒田市の「市民税・県民税所得証明書」の場合は、「合計所得金額」に記載された額になります。
6	所得は、どの時点の所得証明書で判断しますか。	令和3年1月1日から令和3年12月31日までの所得を確認しますので、令和4年1月1日に住所があった市町村から令和4年度の所得証明書を取得し、添付してください。
7	所得を証明する書類として、会社からの源泉徴収票でもよいですか。	源泉徴収票では受け付けていません。令和4年1月1日時点で住所があった市町村に申請して交付される所得証明書を提出してください。

令和4年度 酒田市結婚新生活支援事業費補助金に関するQ&A

8	夫婦の双方または一方が申請時において無職で、所得がない場合は何を提出したらよいですか。	交付申請書（様式第1号）の「3 申請日において就労していない旨の申告」に記入し、離職票、退職証明書等の写しを提出してください。
9	貸与型奨学金の年間返済額は、いつからいつまでの期間のものですか。	所得証明書の期間と同一期間で、令和3年1月1日から令和3年12月31日までの期間のものとなります。
10	貸与型奨学金の奨学金返済証明書を提出できない場合はどうすればよいですか。	何らかの事情により証明書の提出が困難な場合は、その期間の返済額がわかる通帳等の写しにより確認します。
11	1月1日時点で海外に居住していた等の理由により、日本国内で課税されておらず、所得証明書が取得できない場合の確認書類は何になりますか。	住民票の写し等で課税基準日に日本国内に居住していなかった事実を確認したうえで、当該年の収入が確認できる資料（給与明細等）により、所得額を推計します。また、収入がない場合は、無収入である旨の申告書（任意様式）の提出をお願いします。
◆補助対象について		
12	令和5年4月分の家賃を3月に前払いをしたが、補助金の対象になりますか。	家賃の支払いについては、事業期間内の家賃のみを対象とするため、事業期間外の家賃を前払いした場合は、仮に支払日が事業期間内であったとしても対象外になります。
13	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に、転居をしたが、2回目の引越費用も対象になりますか。	酒田市内での転居の場合は、補助上限額の範囲内であれば、2回目以降の転居についての費用（住居費、引越費用）も補助対象になります。
14	夫婦の一方または双方が日本国籍を有しない場合でも補助対象になりますか。	国籍要件はありませんので、対象になります。
15	公営住宅に居住する場合も補助の対象になりますか。	補助の対象になります。
16	婚姻前から賃借している住宅に、結婚を機に同居した場合、または結婚前から同居している場合は、補助の対象になりますか。	いずれの場合も補助の対象になります。ただし、補助対象となるのは、夫婦の一方が婚姻前から賃借していた住宅であれば、婚姻を契機とした同居開始後に生じた費用に、また婚姻前から同居している住宅であれば、婚姻後に生じた費用に限ります。

令和4年度 酒田市結婚新生活支援事業費補助金に関するQ&A

17	親と同居している住宅で、婚姻を機に同居する場合も補助の対象になりますか。	補助の対象になります。ただし、住宅取得や住宅賃借のための契約名義が夫婦のいずれかであり、かつ、これらに係る費用の支払いを夫婦のいずれかが行っている場合に限りです。また、婚姻を機に同居することになった配偶者の引越費用についても対象になります。
18	住居の契約名義人が親で、夫婦が親に住宅賃借費用または住宅取得費用相当分を支払っている場合は、補助の対象になりますか。	対象になりません。
19	住居の契約名義人が親だが、夫婦のいずれかの口座から住宅賃借費用または住宅取得費用が引き落とされている場合は、補助の対象になりますか。	対象になりません。ただし、夫婦名義で契約できないやむを得ない事情（未成年である等）があり、当該事情が書類等で客観的に確認できる場合には係へご相談ください。
20	婚姻後、単身赴任で別居することになった場合に生じる家賃等も補助の対象になりますか。	主たる生活拠点となっている住宅一軒に係る家賃等のみが対象になります。
21	家賃等として対象となる費用はどのようなものですか。	婚姻に伴う住宅取得費用は建物の購入費のみが、住宅賃借費用は、賃料、敷金、礼金、公益費、仲介手数料のみがそれぞれ対象になります。 (対象外のもの) 土地購入費、住宅ローン手数料 駐車場代、入居前の物件の清掃代、鍵交換代、更新手数料、光熱水費、設備購入費、火災保険料、家財保険料
22	月々の家賃に駐車場代が含まれており、切り分けできない場合はどうしたら良いですか。	家屋の賃貸借契約に基づく支払であり、かつ、切り分けができない場合は、駐車場代を含め補助の対象になります。なお、契約書等により駐車場代相当額が確認できる場合は当該金額を月々の賃料から控除した金額を対象とします。
23	勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分は対象外になりますか。	対象外になります。そのため、既に支払い済みの申請対象期間の賃料等に対して、勤務先から住宅手当支給証明書（様式第2号）を発行してもらい、提出してください。
24	住宅手当の支給がない場合も証明は必要ですか。	必要です。支給の有無にかかわらず提出してください。

令和4年度 酒田市結婚新生活支援事業費補助金に関するQ&A

25	勤務先が家主との間で賃貸借契約を締結している住宅に入居し、勤務先に対し家賃相当額を支払っている場合は、補助の対象になりますか。	対象になります。この場合、賃貸借契約書で借借人が勤務先であること、給与明細等により勤務先に対し家賃相当額を支払っていることを確認させていただきます。
26	婚姻に伴い生じたリフォーム費、増改築費は補助の対象になりますか。	婚姻に伴う住宅の機能の維持または向上を図るために夫婦が契約して行う修繕、増築、改築、設備更新等で、令和4年1月1日から令和5年3月31日までの間に夫婦が支払った工事費用について、補助の対象となります。ただし、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用は対象外です。
27	リフォームを行う住宅は、夫婦の所有である必要がありますか。	所有者であることは要しません。ただし、夫婦の双方または一方の住民票の住所が当該住宅の住所になっていることが必要です。賃貸物件のリフォーム費用（本来貸主が負担すべき修繕費用の場合を除く）も対象となります。
28	引越費用について対象となる費用はどのようなものですか。	引越業者や運送業者を利用して行った、住居の移転に伴う荷物の移動・運送に要した費用が対象になります。したがって、引越業者や運送業者発行の領収書により、引越費用であることが確認できない費目は対象外になります。 例（対象外）：不用品の処分費用、自らレンタカーを借りる・友人に頼む等して引越しをした場合にかかった費用
29	令和3年度からの継続補助が該当する場合はどのような場合ですか。	令和3年度に当該補助金の交付申請をし、補助上限額まで達しない額の交付決定を受けた夫婦のうち、令和3年度に交付対象となった住宅の賃貸費用（賃料）の支払期間が令和4年度の対象期間に連続している対象費用がある場合が該当します。 例）令和3年度の交付決定額に、令和4年3月分までの賃貸住宅の賃料が含まれていて、令和4年4月以降も継続して支払っている場合。 ※夫婦の年齢要件、補助上限額及び補助対象費目は、令和3年度分を適用します。

令和4年度 酒田市結婚新生活支援事業費補助金に関するQ&A

30	継続補助を申請したい場合の手続きはどうなりますか。	令和4年度の交付申請受付開始後、令和4年度分として、令和3年度の年齢区分から判定される補助上限額から令和3年度の交付決定額を差し引いた額について、交付申請書（様式第1号）に、令和4年度分として対象となる費用を支払ったことを証する書類を添付して提出してください。
----	---------------------------	--